

2026(令和8)年度 第1号  
りん ぼ かん

# 隣保館だより



発行 杵築市隣保館  
〒873-0002  
杵築市大字南杵築338番地1  
TEL/FAX 0978-62-4799

隣保館はあなたのまちの相談窓口です。

## インターネットでの誹謗中傷にあったとき

インターネットでの誹謗中傷は、決して我慢する必要はありません。

自分自身を大切にしながら、落ち着いて安心できる方法で対応していきましょう。

SNSや掲示板など、インターネット上で心ない言葉を受けることがあるかもしれません。

今では、WBCやオリンピックでの大会機関が24時間体制で大会の開催期間中監視をするなど、ネットの社会に大きな問題として存在し看過できない状況になっています。

インターネットで誹謗中傷を受けた時、ひとりで抱え込まず、落ち着いて対応することが大切です。

まずは無理に言い返さず、少し距離を置きましょう。

必要に応じて、ブロックやミュート機能を使うことも自分を守る方法のひとつです。

あわせて、誹謗中傷を受けたとされる投稿内容や日時、URLなどはスクリーンショットで記録しておきましょう。

後から対応する際の大切な手がかりになります。

不安を感じたときは、杵築市隣保館(0978-62-4799)や警察相談(#9110)などに相談することもできます。

また各サイトには削除要請機能の方法などを案内するページがありますので確認してください。多くの場合、ガイドライン違反として削除やアカウント制限の対象になります。



## あなたの“困った”に寄り添います。

隣保館は身近な相談窓口です。

### 杵築市隣保館 山香出張相談会のお知らせ

- ・ 最近の生活に不安がある
- ・ どこに相談したらいいか分からない

そんな時は、ひとりで抱え込まず、お気軽にご利用ください。  
相談員がしっかりと話を伺い、解決への道を一緒に考えます。

○費用：無料 ○事前の申し込みは不要 ○秘密厳守

開設日：毎月第1水曜日(14時～16時30分まで)

開設場所：杵築市役所山香庁舎2階市民対話室

※相談員の都合により日時が変更の場合は市公式ウェブサイト等でお知らせいたします。

## 人権を楽しく学び、くらしを豊かにしませんか！ 2026くらしの中の人権講座 受講生募集のお知らせ

杵築市隣保館では、差別のないだれもが明るく暮らせるまちづくりをめざし、人権に関するさまざまな啓発事業を行っています。今年度も6月より年間7回、「楽しく学び、くらしに役立つ人権講座」をテーマに、多彩な講師をお招きしての『くらしの中の人権講座』を開催します。

**参加は無料**で、**託児サービスも行っています**。お気軽にご参加ください。受講申込書は、隣保館または市公式ウェブサイトからも取得できます。電話、FAXでも受付を行っています。

### 【第1回講座】

日 時： 6月25日（木） 10時00分～11時40分

場 所： 杵築市隣保館 集会室

テーマ： 「子どもと人権」について

演 題： 「子育てのイライラと上手につきあおう」

講 師： 日本アンガーマネジメント協会 いしい みか 石井 良佳さん



※アンガーマネジメントとは「怒りの感情と上手に付き合う方法」です。

| 回 | 日 時・会場                                                              | テーマ並びに講師                                                                                                              |
|---|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 7月16日（木）<br>10時00分～11時40分<br>杵築市隣保館 集会室                             | 「高齢者と人権」について<br>『笑顔で元気！一人ひとりが輝いて生きるために』<br>大分県人権問題講師団講師 マックビーン 光子さん                                                   |
| 3 | 8月 1日（土）<br>14時00分～15時50分<br>山香中央公民館(山香庁舎内)<br>多目的ホール               | 「部落差別」について<br>『部落問題を通して考える日常のなかの差別』<br>「わたし」から始まる「部落」の情報発信サイト<br>「BURAKU HERITAGE」メンバー 上川 多実さん<br>(兼 杵築市人権・部落差別問題講演会) |
| 4 | 9月17日（木）<br>10時00分～11時40分<br>杵築市隣保館 集会室                             | 「性的マイノリティと人権」について<br>『セクシュアリティについて考える』<br>SOGIEサポートチーム ココカラ！ 大住 珊士さん                                                  |
| 5 | 10月27日（火）現地研修<br>9時00分～12時00分<br>※隣保館集合 研修後バスで移動<br>(託児サービスはありません。) | 《フィールドワーク》旧杵築市内～大田<br>『杵築藩浅黄半襟懸け拒否逃散一揆から学ぶ』<br>杵築市人権教育推進委員 高島 弘道さん<br>杵築市隣保館フィールドワーク担当職員                              |
| 6 | 11月12日（木）<br>10時00分～11時40分<br>杵築市隣保館 集会室                            | 「障がい者と人権」について<br>『障がい者の人権』<br>NPO法人自立支援センターおおいた 神田 憲治さん                                                               |
| 7 | 12月 5日（土）<br>14時30分～16時00分<br>杵築市健康福祉センター<br>多目的ホール                 | 「人権全般」について<br>< 講師選定中 ><br>(兼「杵築市人権フェスティバル」市民人権・同和教育講演会)                                                              |

# 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日の1週間は  
男女共同参画週間です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、市民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

杵築市でも男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画週間に合わせ、街頭啓発キャンペーンなどの啓発活動に取り組んでいます。

～令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ(内閣府男女共同参画)  
～「あなたらしさが、社会のチカラ」

本年度はこども家庭庁の「こども若者★いけんぷらす」を活用し、中学生から20代の皆さんと一緒に考え決定しました。



DVで悩んでいませんか？

DVとは、配偶者や恋人からの暴力であり、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、無視する、大声でどなるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、外出を制限する社会的暴力もあります。

また、お子さんの前でのDVは、児童虐待にあたり、お子さんに深刻な影響を与えてしまいます。

1人で悩まず、相談してみませんか。

全国共通の電話番号（#8008）に電話をすると、お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。

また、令和7年4月から下記記載の新たなチャットサイトの運用がはじまっています。



電話

24時間受付

つなぐ はやく  
0120-279-889

電話

24時間受付

チャット相談

12:00～22:00

プラス相談箱

24時間受付



プラス相談箱

24時間受付

プラス相談箱はこちら

※スマートフォンからは右の  
QRコードよりご利用ください



チャット

受付 12:00～22:00

チャットはこちら

※スマートフォンからは右の  
QRコードよりご利用ください





## 部落差別とは？

部落差別は、**特定の地域出身**であることや、**そこに住んでいること等を理由に**、日本国民の一部の人々が現在に至るまで**日常生活において様々な差別を受ける**、日本固有の重大な**人権侵害問題**です。

部落差別問題について、「いまだきそんな差別はない」「自分は差別をしないから関係ない」という人たちもいます。

しかし、部落差別はなくなったわけではなく、見えにくくなってきているだけなのです。

一人ひとりがこの問題を正しく知り、差別に気づき、当事者の気持ちになって考えることが何より大切です。

### 今でも 身近にある 部落差別！

#### 事例1

##### 結婚・就職などにおける差別

被差別地区出身であることを理由に結婚に反対されたり身元調査の為に「戸籍謄本・住民票」の不正取得や、就職等において不利益な取り扱いを受ける事例が発生しています。

#### 事例2

##### 土地調査・不動産での差別

不動産取引やマンション開発の際に、特定の地域を「問題がある地域」「要注意地域」などと記し、他の地域より低く評価する事例が発生しています。

#### 事例3

##### 差別落書きやインターネット上での誹謗中傷

部落差別につながる差別的な落書きがされたり、インターネット上での匿名性を悪用して被差別部落の地名や個人宅などをさらす投稿が発生しています。

### 部落差別の解消の推進に関する法律が制定されました！

今なお部落差別が存在していることを明言し、国や自治体が部落差別の解消に向け努力することが必要であるとして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が2016（平成28）年12月16日に公布・施行されました。人を出身地によって差別するという行為そのものが不当であり、被差別地区出身者を差別することは決して許されることではありません。私たち一人ひとりが、身近な問題として部落差別問題を正しく理解し、差別意識や偏見をなくすなど、自らの問題として取り組んで行かなければなりません。

## 『隣保館』はあなたのまちの相談窓口です！

隣保館は「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」事を目的としています。

「家庭内の問題や生活で抱えるいろいろな悩みや不安」、「職場や家庭内での暴力（DV）」など、どこに相談していいかわからないことも多いと思います。そんな時、一人で悩まずぜひ隣保館に相談してください。ゆっくりあなたのお話を聞いて、お手伝いします。

隣保館でできないことも、関係の行政窓口等へつなぎ連絡・調整をします。 ○費用無料 ○秘密厳守

【連絡先】杵築市隣保館

電話番号 0978-62-4799

受付時間 平日8:30~17:00

